

## 「死刑囚表現展 2022」の選考委員就任をめぐって

10月10日の「世界死刑廃止デー」にあわせて開催される「死刑囚表現展」は、今年で18回を迎えます。死刑囚表現展は、日本の死刑囚（未決か確定かは問わない）の方々を対象とした公募展覧会です。2022年秋に開催される「死刑囚表現展 2022」から、私は選考委員のひとりとなります。どのような経緯から選考委員となることを引き受けたのかについては、稿を改めて公開する計画です。

ここでは、2016年7月26日に神奈川県立津久井やまゆり園で起こった連続殺傷事件の実行犯・植松聖（以下、津久井やまゆり園事件実行犯）による表現を、死刑囚表現展において展示することについて、私の考えを書きたいと思います。

2020年、死刑囚表現展は大きな波紋を呼びました。それは、津久井やまゆり園事件実行犯が、「死刑囚表現展 2020」に自身の優生思想・差別思想を主張する内容を応募し、これが注釈なく展示されたことに端を発します。

死刑囚表現展 2020 の開催を受け、「(津久井やまゆり園) 事件を決して忘れず、命の選別を許さないために毎年追悼アクションを行う有志」である「7.26 追悼アクション有志」は、2020年11月9日に主催団体である「死刑廃止のための大道寺幸子・赤堀政夫基金」(以下、基金)宛てに意見書を提出しました。基金はこれに11月16日付けで応答しています(『死刑囚表現展』に対する疑問・批判について『FORUM90』174号、2021年)。

さらにここでの回答を経て、「7.26 追悼アクション有志」は2021年5月31日、基金に「相模原障害者殺傷事件実行犯の「作品」を三度と展示しないこと」を求める公開質問状を送りました。以下が要求の一部です。

万が一実行犯の「作品」を2021年も展示することがあれば、それは絶対に許しがたいことだと考えます。提出された「作品」の内容によって展示を控えるということに抵抗があるならば最初から実行犯には「作品」提出を依頼しないことを要求します。

(「7.26 追悼アクション有志」特設サイト URL=<https://726action.wordpress.com/>)

この抗議に対し、基金は2021年7月8日付けで回答しています。一部を引用します。

殺人を犯したがゆえに死刑囚となっている人びとが、自らの行為についてノンフィ

クションで語るときには、行為そのものやその時の自らの心理的な状態についての記述が出てきます。さまざまな偏見に基づく他者への侮蔑・蔑視、そして時に憎悪の「表現」が出てくることがあります。その内容が正しいか、正しくないかという意見を私たちは批評・批判としては言うことができます。しかし、仮に「正しくない」からといって、それを「表現展」運営の通常の間筋から外す権限を行使することはできないのです。（「7.26 追悼アクション有志」特設サイト URL=<https://726action.wordpress.com/kaitou/>）

これらのやりとりは私が選考委員を引き受ける以前の出来事ではありますが、選考委員となるにあたり、本件についての考えを述べたいと思います。

まず、死刑囚表現展は、個別の死刑囚に作品展示を「依頼」するものではありません。したがって、「7.26 追悼アクション有志」の要望にある「最初から実行犯には「作品」提出を依頼しないことを要求します」については、その前提が事実と異なっていることを指摘したいと思います。次に、「死刑囚表現展」の募集要項には、以下の内容が明記されています。

公募する作品は、小説、自伝、エッセイ、評論、詩歌、脚本、まんが、その他、あらゆる分野の未発表でオリジナルな表現作品です。

長篇作品は、1回1作だけの応募に限ります。

他人を誹謗・中傷することに主眼を置いた作品は、運営会及び選考会の判断によっては、これを受け付けない場合もあり得ます。（「死刑判決を受けられたみなさんへ」『FORUM90』176号、2021年、11ページ。下線は筆者による）

つまり、基金の回答にある、死刑囚表現展の応募作にはときに「さまざまな偏見に基づく他者への侮蔑・蔑視、そして時に憎悪の「表現」が出てくることがあ」るが、その内容が「仮に「正しくない」からといって、それを「表現展」運営の通常の間筋から外す権限を行使することはできない」という記述は、応募要項に記された「他人を誹謗・中傷することに主眼を置いた作品は、運営会及び選考会の判断によっては、これを受け付けない場合もあり得ます」と矛盾すると解釈できます。

死刑囚表現展は、応募されたすべての表現が展示される無審査の展覧会ではありません。「運営会及び選考会の判断によっては、これを受け付けない場合もあり得る」展覧会です。したがって選考の過程では、展示の可否をも含めた「判断」をめぐる、議論が尽くされる必要があります。これは死刑囚表現展に限ったことではなく、選考や審査においてもっとも重要であるのは、どのような議論が交わされたのか、その判断基準です。

これまで基金は、死刑囚表現展の選考会の様子と審査討議、そして選考委員の講評を、市販されている雑誌に掲載することを通じて、議論を公にすることを続けてきました。死刑囚表現展をとりまく議論を公共空間に開く努力を怠らない態度は、とても真摯なものであると思います。

しかし死刑囚表現展 2020 の記録を見る限り、残念ながら、選考会の場で津久井やまゆり園事件実行犯の表現を展示することの是非それ自体について、十分に議論がなされた形跡はありません。本来ならば、その内容と上記の応募要項に照らして、展示が認められるかどうかの判断をめぐり、相当に慎重な議論が必要とされてしかるべきであったと私は思います。

死刑囚表現展 2020 に出展された津久井やまゆり園事件実行犯の表現は、応募要項において「受け付けない場合もあり得えます」とされている「他人を誹謗・中傷することに主眼を置いた作品」に他ならず、津久井やまゆり園事件で命を奪った19名の被害者の方々に貶め、ご遺族やご存命の被害者の方々に深く傷つけるものであることは明白です。そして同時に、自らが犯した憎悪犯罪を称揚し、生命に優劣をつけて他者の生存を脅かし、展示を通じてその思想の拡散を意図しているとおぼしき点でも、看過することはできません。

私はこのように考えますが、他の選考委員から異なる意見が出される可能性は大いにあります。例えばそのひとつが、基金の回答にある「(表現の内容が)「正しくない」からといって、それを「表現展」運営の通常道筋から外す権限を行使することはできない」という意見であったかもしれません。そうして選考の過程で議論を交わす中で、展示を受け付けないという判断が下されたかもしれませんし、あるいは——私個人としては承服しがたいですが——展示会場をゾーニングし、適切な注釈をつけた上で展示を行うという判断が下されたかもしれません。いずれにしても、選考過程での議論は不可欠です。

他者の生存を否定するための表現を、私は認めることはできません。そしてまた、死刑判決を受けた者であれば、たとえ「さまざまな偏見に基づく他者への侮蔑・蔑視、そして時に憎悪の「表現」が提出されても容認するのだという「特例」扱いも、するべきではないと考えます。他方で、「7.26 追悼アクション有志」の方々が求める「彼の「作品」を三度と展示しないことを求めます」については、金輪際、応募の機会を与えないということではなく、応募要項に照らし、その内容を吟味して、展示の可否について慎重に判断が下される必要があると考えます。

このような「異論」を内部から発していくため、私は死刑囚表現展の選考委員となることを引き受けました。

「人の可変性を信じる」という基金の意志に、私は賛同します。とても許容することはできないと「われわれ」の外側に追いやられた存在、そのような壁の向こう側の存在への想像力を絶やさずにいることは、どうやって可能となるのでしょうか。むろん、ご遺族やご存命の被害者の方々に、これを強いることはできません。

だからこそ、今のところは非当事者である私のような者が、無残に命を奪われ、もう声を発することのできない方々への想像力と、深い苦しみと悲しみを抱え続けるご遺族やご存命の被害者の方々への想像力もまた絶やすことなく、しかしそれでもなお「向こう側」について考え続けること、そのための機会がこれからも維持されるよう、自分にできる少しの分、引き受けたいと思うのです。

選考委員のひとりとなることで、死刑囚表現展と、そしてこの国の死刑制度をめぐる議論と対話がいっそう公に開かれていくことの、一助となれればと思います。

2022年6月1日

小田原のどか